

第 4 次 い の 町 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン

～ 誰 も が 互 い に や さ し く
自 分 ら し く 輝 け る ま ち へ ～

平 成 3 1 年 3 月
高 知 県 い の 町

目 次

第1部 いの町男女共同参画プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨	1
2. プラン策定の背景	2
3. プランの基本理念	3
4. プランの性格	3
5. プランの期間	3
6. プランの推進体制	4
7. 施策の体系	5

第2部 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	6
基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進	1 1
基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	1 4
基本目標 4 あらゆる暴力の根絶	1 7

第3部 プランの推進に向けて

1. 庁内推進体制の充実	1 9
2. 町民・団体等との連携・協力	1 9
3. 計画の進行管理の充実	1 9

第1部 いの町男女共同参画プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しあい、性別に関わりなく一人一人が家庭・学校・職場・地域等で、個性や能力を十分に発揮することができる社会のことです。

この社会を実現するためには、性別によって役割を強制されたり、生き方を制限されたりすることなく、自らの意志によって、学校・職場・地域等で能力を発揮し、政策や方針決定の場に関わる機会が確保されるとともに、家事・育児・介護等の家庭生活でも、男女がともにそれぞれの役割を果たしていくことが重要となっています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、男女共同参画基本計画の策定、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の制定、更に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが、新たな段階に入っています。

町では、平成15年度に旧伊野町で策定された「伊野町男女共同参画プラン」を平成16年の合併後に一部修正して引き継ぐとともに、「いの町男女共同参画推進条例」を制定し、その後平成20年度には「第2次いの町男女共同参画プラン」、平成25年度に「第3次いの町男女共同参画プラン」を策定し、様々な取り組みを進めてきました。

この第3次いの町男女共同参画プランの期間が平成30年度に終了することから、第3次いの町男女共同参画プランを継承・発展させつつ、近年の法改正や社会状況の変化に伴う課題等に適切に対応しながら男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため「第4次いの町男女共同参画プラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。

2 プラン策定の背景

国の動き

平成11年	「男女共同参画社会基本法」公布・施行
平成12年	「男女共同参画基本計画」策定
平成13年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 (DV防止法) 公布・施行
平成16年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 の一部を改正する法律」施行
平成17年	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
平成20年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 の一部を改正する法律」施行
平成22年	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
平成27年	「男女共同参画基本計画(第4次)」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性 活躍推進法) 公布・施行

高知県の動き

平成2年	「こうち女性プラン」策定
平成10年	(財) こうち男女共同参画社会づくり財団設立
平成11年	こうち男女共同参画センター「ソーレ」開館
平成13年	「こうち男女共同参画プラン(前半期実施計画)」策定
平成15年	「高知県男女共同参画社会づくり条例」制定 こうち男女共同参画会議設置
平成16年	「こうち男女共同参画プラン(後半期実施計画)」見直し
平成19年	「高知県DV被害者支援計画」策定
平成22年	「こうち男女共同参画プラン」改定
平成23年	「高知県DV被害者支援計画」改定
平成26年	「高知家の女性しごと応援室」開設(こうち男女共同参画セ ンター内)
平成28年	「こうち男女共同参画プラン」改定

いの町の動き

平成16年の町村合併時に「いの町男女共同参画推進条例」を制定し、さらに旧伊野町で策定した「伊野町男女共同参画プラン」を基に、「いの町男女共同参画プラン」を策定、「誰もが互いにやさしく自分らしく輝けるまちへ」を基本理念に掲げ、4つの基本目標を設定し施策を展開してきました。

平成19年には、町民を対象とした「いの町男女共同参画に関する意識調査」を行い、それを基に平成20年度に「第2次いの町男女共同参画プラン」を策定、平成23年には、平成19年に実施した意識調査と同じ項目で意識調査を実施し、町民の意識の変化などの検証作業を行った上で、平成25年度に「第3次いの町男女共同参画プラン」を策定しました。

平成26年度以降は、平成27年と平成29年に意識調査を実施し、平成190年の調査時から町民の意識がどのように変化しているかなどの検証作業を行っています。

3 プランの基本理念

『 ～誰もが互いにやさしく 自分らしく輝けるまちいの町～ 』

男女が互いに人権を尊重しあい、性別にかかわらず一人一人が家庭・学校・職場・地域等で、個性や能力を十分に発揮することができるよう、町では、基本理念を「誰もが互いにやさしく自分らしく輝けるまちいの町」とし、男女共同参画社会の実現を目指します。

また、基本理念を受けて次のとおり基本目標を4つ掲げ、それぞれの目標ごとに具体的な施策や事業に取り組んでいくこととします。

基本目標

- 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり
- 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 3 男女共同参画社会実現に向けた環境づくり
- 4 あらゆる暴力の根絶

4 プランの性格

このプランは、「男女共同参画社会基本法」及び「いの町男女共同参画推進条例」に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、平成25年度に改定した「第3次いの町男女共同参画プラン」を見直し、今後における本町の男女共同参画社会実現のための取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画です。

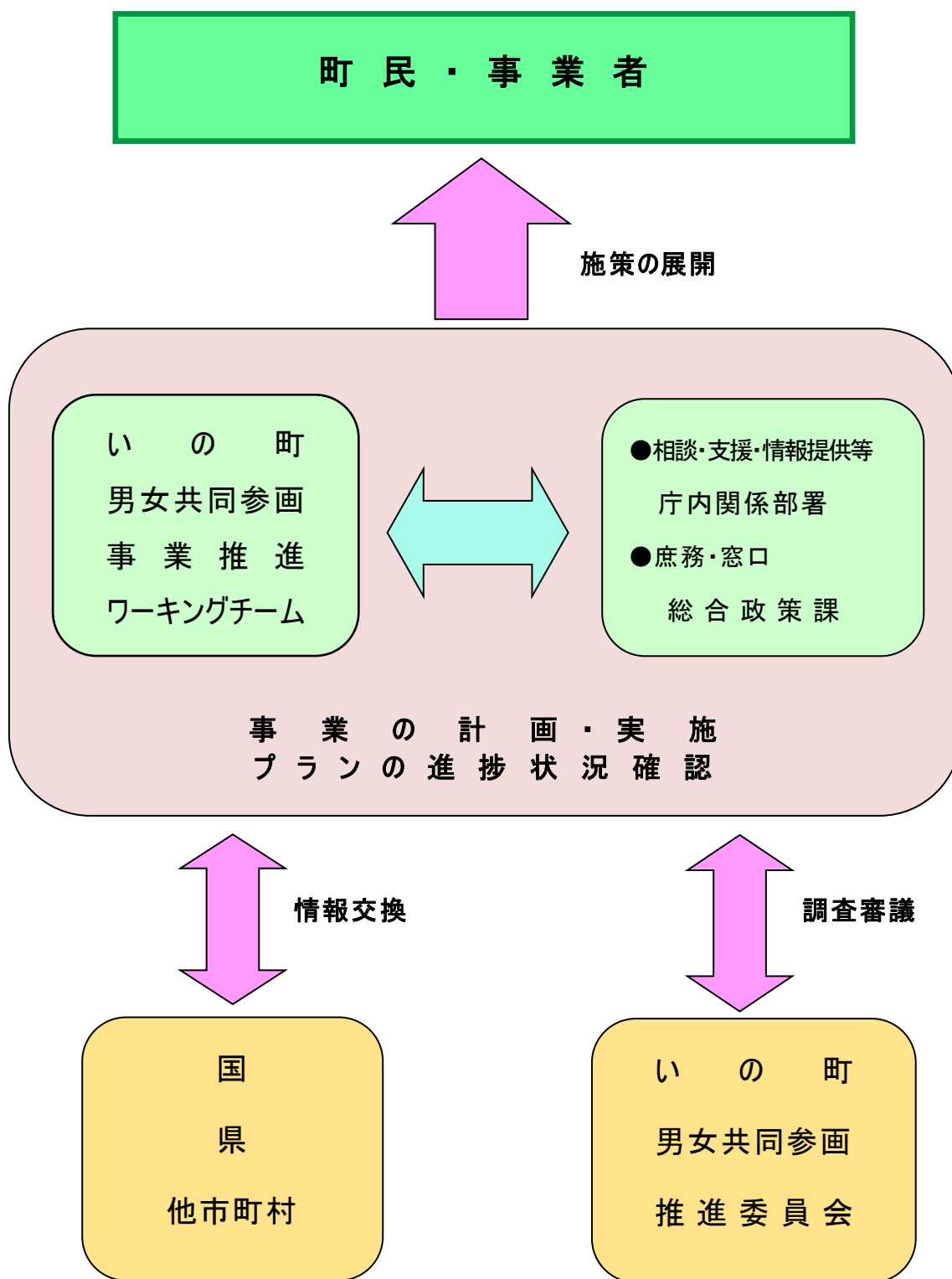
また本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく、いの町内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画「市町村推進計画」、さらには、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画「市町村基本計画」を含んでおります。

5 プランの期間

このプランの期間は、初年度を平成31年度とし、平成35年度までの5か年とします。

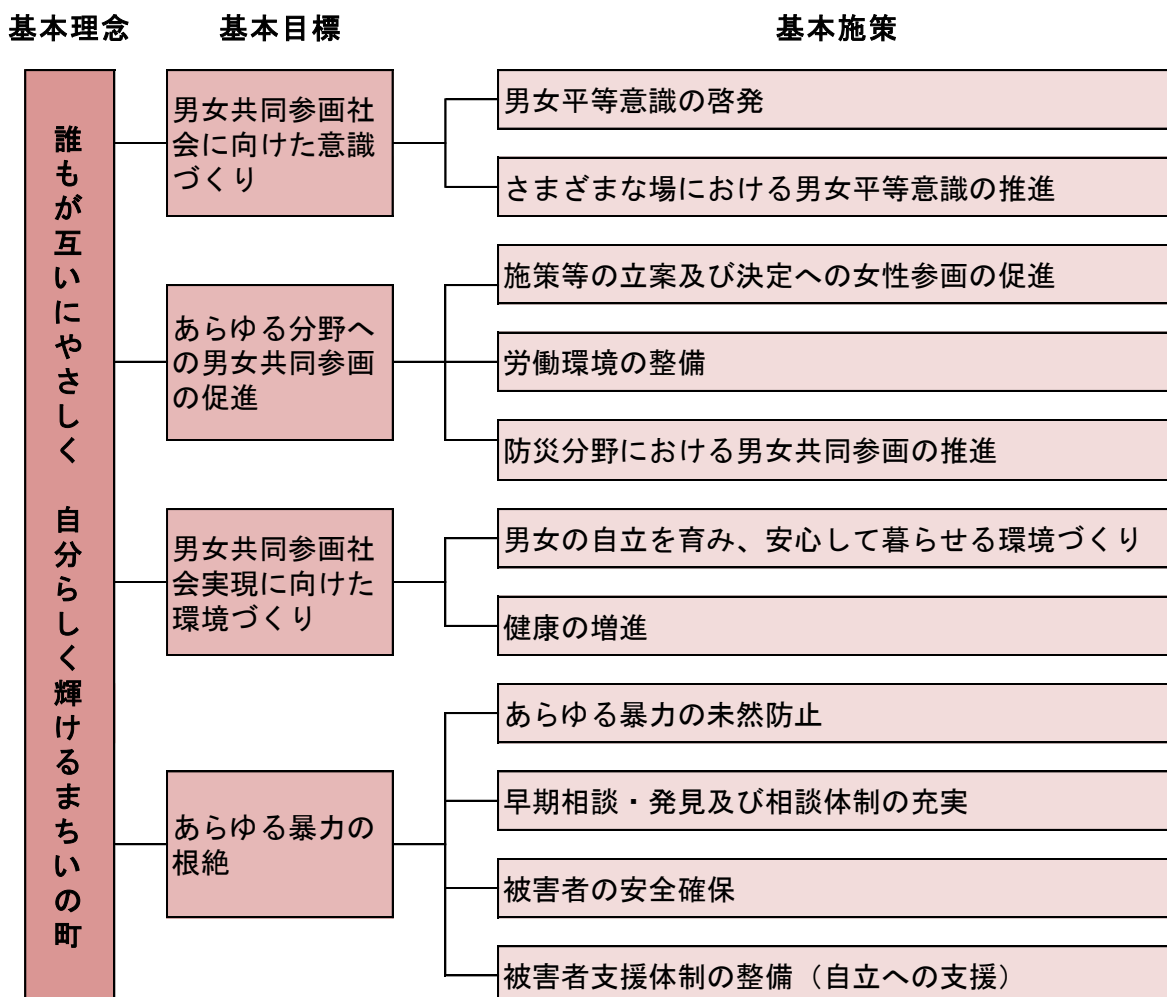
6 プランの推進体制

～ 誰もが互いにやさしく 自分らしく輝けるまちいの町 ～



7 施策の体系

「誰もが互いにやさしく 自分らしく輝けるまちいの町」の基本理念のもと、本計画の施策の体系を次のとおり定め、計画的かつ総合的な施策の推進を図ります。



1. 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現に向けて、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月23日に公布・施行された法律です。

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする平成13年10月公布の法律です。平成16年の改正では、DV定義の拡大や被害者自立支援の明確化がなされ、平成19年には、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた改正、平成26年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となる改正がなされています。

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年9月に施行された、女性の個性や能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業者等の各主体の女性活躍推進に関する責務を定めた法律です。

第2部 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

(1) 現況と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに家庭・学校・職場・地域等で、男女共同参画に関する正しい認識や男女平等意識が浸透し、性別にかわりなく誰もが人権を尊重され、社会のさまざまな分野に対等な立場で参画していくことが必要です。

町が平成 29 年 12 月に実施した意識調査では、「社会全体」の男女平等意識に関して約 6 割の人が、「男性の方が優遇されている」と答えており、分野別で見ると、割合が高い方から順に「政治の場」で 68.5%、「社会通念・慣習・しきたり」で 68.3%、「家庭生活」で 46.8%となっています。

平成 19 年以降の調査との比較でも、「職場生活」のように男性優遇の割合が減少している項目もありますが、「学校教育」と「法律や制度面」を除く全分野で男性優遇の状態に変化はありません。

実生活での男女平等意識

調査項目等		女性優遇	平 等	男性優遇	わからない等
A.家庭生活	平成19年	7.9%	31.1%	51.9%	9.1%
	平成23年	9.2%	32.9%	46.4%	11.5%
	平成27年	7.3%	35.8%	46.0%	10.9%
	平成29年	10.3%	33.1%	46.8%	9.8%
B.職場生活	平成19年	7.9%	27.9%	45.7%	18.5%
	平成23年	5.8%	36.0%	38.3%	19.9%
	平成27年	8.0%	32.4%	39.2%	20.4%
	平成29年	6.7%	32.6%	37.0%	23.7%
C.地域社会の中	平成19年	—	—	—	—
	平成23年	5.5%	28.5%	45.2%	20.8%
	平成27年	5.6%	36.0%	41.6%	16.8%
	平成29年	7.8%	32.6%	43.7%	15.9%
D.政治の場	平成19年	—	—	—	—
	平成23年	1.4%	14.4%	63.4%	20.8%
	平成27年	1.2%	16.6%	68.6%	13.6%
	平成29年	1.7%	15.3%	68.5%	14.5%
E.学校教育	平成19年	1.9%	66.0%	4.7%	27.4%
	平成23年	4.9%	64.0%	8.9%	22.2%
	平成27年	2.4%	67.4%	10.2%	20.0%
	平成29年	2.2%	64.4%	12.5%	20.9%
F.法律や制度面	平成19年	11.3%	29.8%	37.2%	21.7%
	平成23年	8.6%	37.2%	27.1%	27.1%
	平成27年	7.8%	34.5%	37.2%	20.5%
	平成29年	8.9%	37.6%	31.8%	21.7%
G.社会通念・慣習・しきたり	平成19年	3.4%	14.3%	68.7%	13.6%
	平成23年	2.3%	16.7%	63.4%	17.6%
	平成27年	1.7%	15.8%	68.9%	13.6%
	平成29年	2.2%	14.5%	68.3%	15.0%
H.社会全体	平成19年	—	—	—	—
	平成23年	3.8%	19.3%	57.6%	19.3%
	平成27年	3.9%	17.8%	64.7%	13.6%
	平成29年	6.1%	17.0%	59.6%	17.3%

(各調査年とも、1,000 人を無作為抽出し調査を実施した。各年の回答人数は、平成 19 年 470 人、平成 23 年 347 人、平成 27 年 411 人、平成 29 年 359 人となっています。)

- 注) 1 女性優遇とは、「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と答えた割合の合計。
 2 男性優遇とは、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた割合の合計。
 3 わからない等は、「わからない」「無回答」と答えた割合の合計。
 4 調査表中の割合については、四捨五入の関係上合計が 100% になっていない場合がある。

家庭での役割分担については、“夫婦が共同で行う”は平成19年以降増加してきていますが、家事・育児・介護等では依然として妻が主体であり、性別による固定的な役割分担の意識が未だに残っている傾向がみられることから、意識改革が十分に進んでいない状況であると思われます。

これらの結果から、「男女共同参画社会基本法」をはじめとした関係法令や条例等の理解を深めていけるような活動、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度や慣習等の見直しを図る啓発活動、そして広報や講演会による町民への分かりやすく効果的な啓発活動などをさらに進めることが必要です。

また、家庭における親の教育に対する姿勢、生活習慣等は、子どもの心や行動に大きな影響を及ぼしやすいため、一人一人が平等な人間であり、家庭生活における家事・育児・介護等は男女がともに担うものであるという認識に立った教育が必要です。

さらに、家庭に限らず、生涯にわたって多様な学習機会が確保されるよう、意識啓発のための講演会の開催や、地域における学習機会の提供等を図ることも必要です。

家庭での役割分担

調査項目等		主に妻が行う	夫婦共同で行う	主に夫が行う	その他の人	無回答
A.生活費をかせぐ	平成19年	3.7%	39.3%	54.2%	1.7%	1.1%
	平成23年	5.3%	39.7%	46.1%	2.7%	6.1%
	平成27年	3.6%	43.6%	45.6%	3.3%	3.9%
	平成29年	6.2%	46.2%	42.2%	0.4%	5.1%
B.掃除・洗濯・炊事	平成19年	89.9%	8.1%	1.2%	0.3%	0.6%
	平成23年	80.5%	11.8%	1.9%	0.8%	5.0%
	平成27年	75.9%	20.2%	2.3%	1.0%	0.7%
	平成29年	70.5%	26.9%	0.4%	0.7%	1.5%
C.家計の管理	平成19年	74.2%	14.9%	8.5%	2.0%	0.6%
	平成23年	67.2%	17.6%	9.5%	0.0%	5.7%
	平成27年	63.8%	24.1%	11.4%	0.3%	0.3%
	平成29年	62.9%	24.7%	9.5%	0.7%	2.2%
D.育児	平成19年	58.4%	16.6%	0.0%	21.6%	3.4%
	平成23年	58.0%	16.4%	0.0%	8.0%	17.6%
	平成27年	48.2%	25.4%	0.0%	5.5%	20.8%
	平成29年	30.5%	25.5%	0.0%	4.0%	40.0%
E.介護・看護	平成19年	38.2%	15.7%	1.1%	40.2%	4.8%
	平成23年	46.5%	16.4%	2.7%	18.3%	16.0%
	平成27年	41.4%	29.6%	1.3%	7.8%	19.9%
	平成29年	29.8%	22.2%	0.4%	5.8%	41.8%
F.子どもの教育に関する諸問題の決定	平成19年	23.0%	39.3%	7.1%	12.1%	18.5%
	平成23年	26.7%	45.0%	6.9%	7.3%	14.1%
	平成27年	14.3%	57.7%	5.2%	4.2%	18.6%
	平成29年	13.8%	42.5%	4.0%	4.0%	35.6%
G.家庭内の諸問題の決定	平成19年	14.3%	48.9%	25.9%	0.0%	11.0%
	平成23年	19.4%	52.7%	19.9%	0.8%	7.3%
	平成27年	10.7%	69.4%	17.9%	0.7%	1.3%
	平成29年	12.7%	65.1%	14.9%	1.1%	6.2%

(各調査年とも、1,000人 を無作為抽出し調査を実施した。各年の回答人数は、平成19年356人、平成23年262人、平成27年307人、平成29年275人となっています。)

(2) 町民の声

- 男だから家事をせんでもいい、という考えが苦手です。料理が苦手なだけでバカにされるのも悲しいです。家に帰るのが遅いのに、何もせず待っているのを見るとげんなりします。女も働けっという世の中になってきているのに、家事も女がしろっておかしい。結婚せんでもいいわと思ってしまおう。
- 「男女が共同で何かをし、それが平等に則っているかどうか」そのためには社会や政治といった個人の枠組み外からの力も大きいのだろうとは思いますが。でも、まずは自分が「知り」そしてできることを「行う」ですよ。
- 男女共同参画は賛成です。私は「男性らしく」「女性らしく」は教えて良いと思っています。むしろ必要ではないでしょうか。男女が平等だと権利を主張するなら、平等の社会的責任や義務を果たす必要があると思います。それは果たして可能でしょうか？それを理解して初めて個々の人権を尊重できるのではないかと思います。男性の特性、女性の特性、現在の資本主義国家ができた歴史などを理解しないと「男尊女卑」「女尊男卑」は無くならないと思います。
- 男女共同参画が男女差別だと思う。なぜ、男女と区別をするのか。
- 今まで男女共同参画について深く考えたことがありませんでした。幸い職場も家庭もとても良い環境にあることが、今回このアンケートを通して振り返ることができました。ただ、他の家族に負担をかけているかもしれないと感じました。男女共同参画には家族の理解協力が一番大切ではないかと考えます。
- 男女平等という考え方が深まることはいいことなんだろうが、以前仕事をしていた時、先輩が（女性）「私はお茶くみに来てるのではありません」と言っていて職場で職員間でお茶を入れることがなくなってしまった。それはそれで大事なことだったかもしれないが、男女関係なく「お疲れ様、お茶でもどうぞ」という気配りや心配りがなくなってしまった。男女関係なくお茶くみをするのが、男女共同参画なのかもしれませんが、方向性は？今でもギモンに残っているエピソードです。
- 物事すべて男女共同参画という概念は難しい。男性にしかできないこと、女性にしかできないことがある。お互いの役割を共通理解することが大事。
- 男女役割は違う。日本古来の文化はどうなる？西洋カブレはいい加減にしなければならぬ。
- 互いを尊重しあう家庭づくりがすべての基本であると思います。
- 男女共同参画社会を目指すには、政治に携わる者、社会のリーダーになる人の男女の比率を50%ずつにすることだと思います。女性がその数に近づけるような仕組みづくりが必要です。例えば、身近な所では町議会の議員数を半分ずつ（男女）にするという法案作り、議員の任期なども決める等して女性を増やしていく等、ちょっと無理かとは思いますが、そういう発想も必要かなと思います。現在の町長が女性であることは一つのチャンスかもしれません。

○男性には男性の良さがあり、女性には女性でなければの良さがあるので、それをおしのべて何もかも平等である必要はないのではなかろうか。役割の分担が大事だと思う。そこに平等を持ち込むと難しい話になるのかな。そこにステレオタイプを求めるといけない。答えは出ません。

○社会全体が男女平等になり、状況は整っていると思います。これ以上行政ができること、することはなく、もう個人の問題のように思います。女性は「家のことは女」という固定概念から離れることも大切。(若い人はそうでもないと思うが。) 女性と男性では女性が決断力が劣ると思います。だから、管理職、政治家など男性が多く、これは性差だと思います。男性は家でも社会からも求められることが多くて大変。もっとみんなにやさしい社会であってほしい。

(3) 施策の展開

基本施策1 男女平等意識の啓発

男女共同参画の視点に立ち、家庭・学校・職場・地域等の場で、男女共同参画に関する正しい認識や男女平等意識を持ち、社会のさまざまな分野に対等な立場で参画していくための啓発活動を行います。

また、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行うとともに、プランに基づく取組の成果を把握するための意識調査を実施し、その調査結果を基に施策の一層の充実を図っていきます。

取 組 項 目	取組内容及び目標値等	部 署
男女が互いに認め合い、尊重し合う社会づくりのための意識啓発の推進	広報誌・ホームページ等への掲載、講演会等による啓発活動	総合政策課
町職員に対する人権研修実施	年 1 回以上	総務課
人権関係団体及び職員を対象とした研修会等への参加	年 1 回以上	ほけん福祉課
町職員のための人権相談窓口設置	総務課人事担当を相談窓口とし、必要に応じ管理職等への人権研修を実施する	総務課
町民の自発的研修支援	ソーレ等による支援事業の情報提供	総合政策課
男女共同参画社会に関する町民意識調査の実施及び公表	平成 34 年度実施	総合政策課

基本施策2 さまざまな場における男女平等意識の推進

男女平等の意識を高めるための意識啓発の推進や、町民主体の自発的研修などに対する支援を行い、家庭、地域、職場等における男女平等教育・学習の推進を図ります。

また、保育所や幼稚園、学校などでは一人一人を尊重し、その個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、教職員等に対する人権研修を通じて、男女共同参画に関する認識を高めるとともに、子どもの発達段階に応じたキャリア教育※の充実や男女平等に関わる意識向上のための授業等を取り入れます。

取 組 項 目	取組内容及び目標値等	部 署
男女が互いに認め合い、尊重し合う社会づくりのための意識啓発推進【再掲】	広報誌・ホームページ等への掲載、講演会等による啓発活動	総合政策課
町民の自発的研修支援【再掲】	ソーレ等による支援事業の情報提供	総合政策課
教職員等に対する人権研修実施	年 1 回以上	教育委員会事務局
子どもの発達段階に応じたキャリア教育※の充実	各学校で実施	教育委員会事務局
男女平等に関わる意識向上のための授業等の実施	年 1 回以上	教育委員会事務局
仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	広報誌・ホームページ等への掲載、講演会等による啓発活動	総合政策課 教育委員会事務局
労働関係法令等の広報・啓発・周知	広報誌・ホームページ等への掲載等による啓発活動	総務課 産業経済課

※キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。高知県教育委員会は、就学前からの実施を提唱している。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

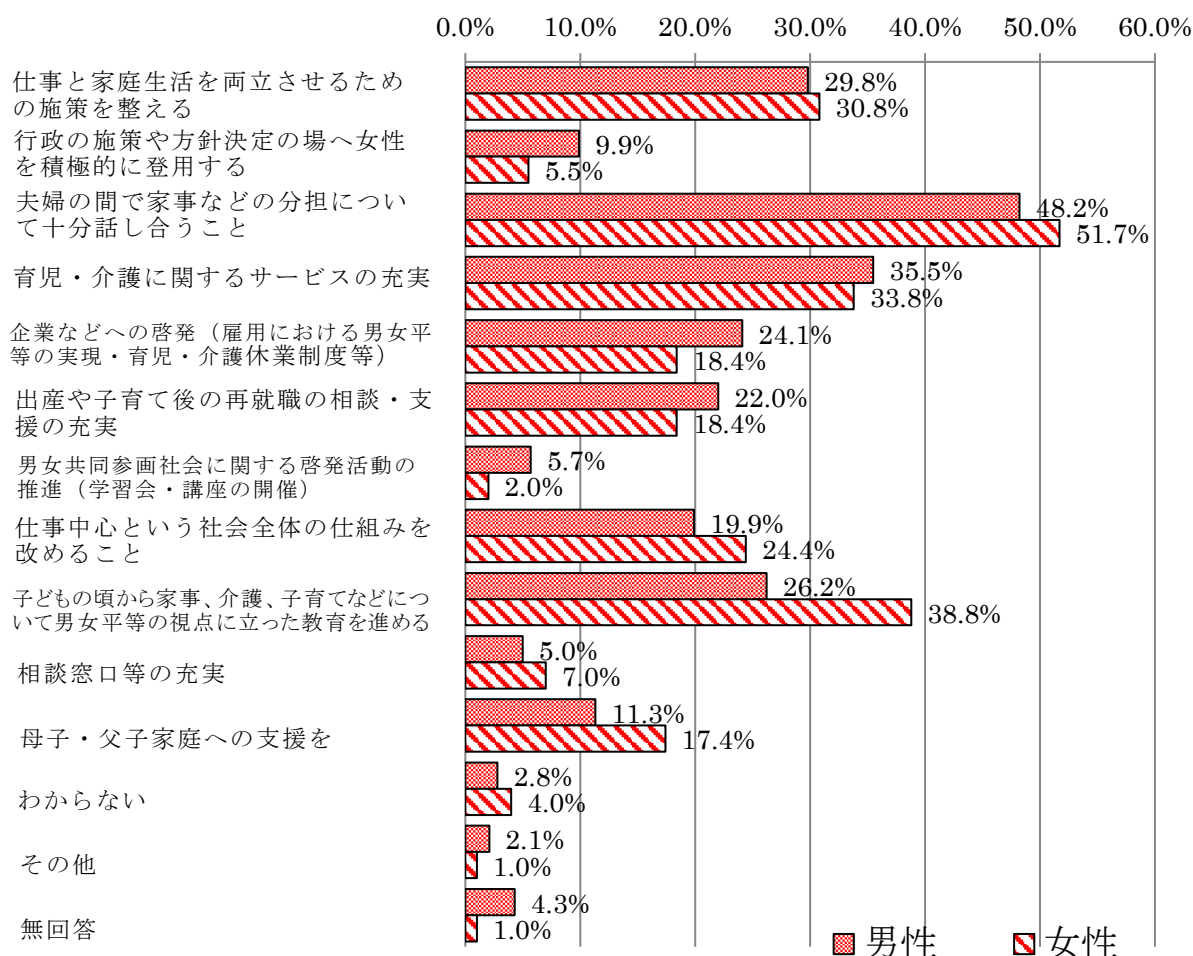
(1) 現況と課題

男女共同参画社会の実現のためには、行政への女性の参画の促進、団体・組織への女性の参画の促進、職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保などが重要なテーマとなってきます。

男女がともに社会をつくっていくためには、意思を反映する政策や方針決定の場に、男女が対等な立場で参画することが必要であり、雇用分野においては、男女の均等な待遇や機会が確保されることも、男女共同参画社会の実現のために必要となります。

平成29年調査では、男女がともに仕事と家庭を両立させていくために必要なこととして、「夫婦の間で家事などの分担について十分話し合うこと」や「子どもの頃から家事、介護、子育てなどについて男女平等の視点に立った教育を進める」などの各家庭で取り組むことができる項目が高い割合で選択されているほか、「育児・介護に関するサービスの充実」「仕事と家庭生活を両立させるための施策を整える」など社会の仕組みを変えていくことが必要との回答も高い割合で選択されています。女性の就労の機会を増やすために、子育て等で一旦離職した女性が、希望する就労形態や職分野において再就職等にチャレンジできるような機会や情報を提供していくことが必要です。

仕事と家庭を両立させていくために必要なこと



(2) 町民の声

- 結婚出産を機に仕事を辞め、一番下の子を保育園に入れて、そろそろ仕事を始めようかといういろいろ雑誌等で探している最中ですが、土・日・祝休みで、この近くで保育園の終わる 4 時までとなると、なかなか良い条件のものに巡り合えません。近くに両親が住んでいるわけでもないのに、熱が急に出了た時にうまく対応出来るかも不安で、仕事選びに慎重になってます。急病の時に対応してくれる機関があれば、働いているお母さんたちは、すごく助かると思います。あと、いの町全体で短時間勤務の雇用が増えたらいいのと思います。
- 少子化により女性の社会進出は必要と思いますが、家庭との調整が必要であり、家族の協力が必要不可欠であり、円満に生活できたらいいんじゃないでしょうか。
- 男女のコミュニケーションづくり（会社、地域）。社会全体での流れ作り。
- 男女平等は必須ではあるが、男の出来ること、女の出来ること、逆にそれぞれでないと出来ないことがあると思う。それが魅力であり、そこだけは大切にすべきと思うが。

(3) 施策の展開

基本施策1 施策等の立案及び決定への女性参画の促進

男女が対等な構成員又はパートナーとして自らの意思により社会のあらゆる分野で、個々の能力を十分に発揮できるよう、参画を促すための意識啓発や情報提供等に努めます。

また町では、女性職員の管理職員への登用を推進するとともに、政策の審議決定に関わる委員会等で、一方の性が4割未満とならないよう配慮します。

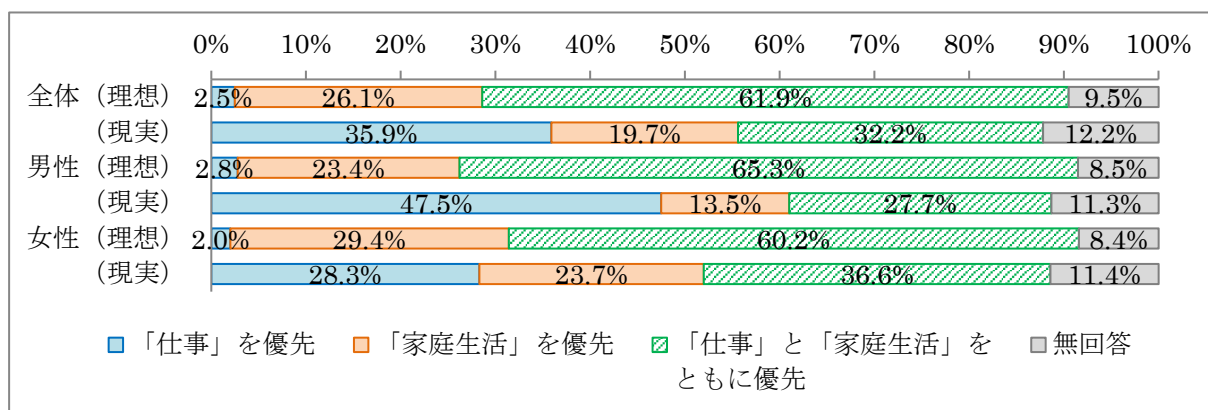
取 組 項 目	取組内容及び目標値等	部 署
町の審議会等委員の男女割合への配慮	一方の性が4割未満とならないような配慮	全部署
女性職員の管理職員への登用促進	平成33年度までに女性管理職員の割合を30%以上	総務課
地域ボランティアによるミニデイサービス等を通じて男女ともにいきいきと生活できる地域づくりの推進	地域ボランティアによるミニデイサービス、体操等グループ活動への普及支援・充実	ほけん福祉課
生涯学習講座の普及、参加の推進	広報誌等への掲載	教育委員会事務局
女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定	特定事業主行動計画の進行管理	総務課

基本施策2 労働環境の整備

町では、女性職員の管理職員の登用を図るほか、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等雇用に関わる法制度の周知・啓発を行います。

また、育児等で職場を離れた女性の再就職を支援するために、職員能力開発訓練等の情報を周知するとともに、家族経営を行っている農家に対し、「家族経営協定」の導入を引き続き推進します。

日常生活での仕事と生活のバランス(理想と現実)



生活の中での仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは、仕事と生活、どちらかを犠牲にするのではなく、ともに充実させようということであり、平成29年度の調査結果をみると男女共に仕事と家庭生活を両立することを理想としています。

しかしながら、現実には、特に男性において顕著であるが、仕事を優先するとの回答が多くなっており、仕事と生活の調和の実現が重要な課題となっています。

取組項目	取組内容及び目標値等	部署
町職員の旧姓使用制度の継続	名札や名刺などに旧姓の使用を認める取組の継続	総務課
女性職員の管理職員への登用促進【再掲】	平成33年度までに女性管理職員の割合を30%以上	総務課
町職員への介護休業制度の普及	介護休業制度の周知徹底と男女を問わない制度利用の拡大	総務課
町職員の育児休業等の取得促進	平成33年度までに男性職員による育児休業取得の目標値として1名以上	総務課
職業能力開発訓練の情報の周知	広報誌等への掲載による情報提供	産業経済課
家族経営協定の周知と導入の推進	広報誌等への掲載による情報提供	産業経済課
仕事と家庭の両立のための広報・啓発を促進する【再掲】	広報誌・ホームページ等への掲載、講演会等による啓発活動	総合政策課 教育委員会事務局
労働関係法令等の広報・啓発・周知を図る【再掲】	広報誌・ホームページ等への掲載等による啓発活動	総務課 産業経済課

基本施策3 防災分野における男女共同参画の推進

災害対応における女性が果たす役割は大きいことを認識し、防災への取組における女性の意思決定の場への参画やリーダーとしての活躍を推進し、主体的な担い手として女性を位置付けるために、学習機会の提供や研修内容の充実を図ります。また、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などに配慮する避難所運営マニュアルの策定に取り組みます。

取組項目	取組内容及び目標値等	部署
防災分野における男女共同参画の推進	自主防災組織の中で役員に女性が積極的に登用されるよう、支援・情報提供に努める	総務課
	女性消防団員の加入を積極的に進める	総務課
男女共同参画の視点を取り入れた被災後の取組	避難所運営マニュアルの策定	総務課

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

(1) 現況と課題

近年、少子高齢化が進行する中で、男女がともに育児・介護等の負担を担い、家族の一員としての責任を果たしていくことが男女共同参画社会の実現に向けて必要となっています。

しかしながら、家族形態の多様化により、高齢者のみの家庭、ひとり親の家庭等が増加しているため、いずれの家庭も育児・介護等のさまざまな悩みをその家庭だけで解決することが困難な状況が見られます。

このことから、育児・介護等の負担を社会全体で支えるための環境づくりや、障害の有無に関わらず、その意欲や能力を発揮しながら就労や地域活動等あらゆる分野へ参画するための機会が確保されるよう、自立を支援していく取組を進めていくことが必要となっています。

また、男女がともに自立し、生きがいを持って充実した生活を送るためには、生涯を通じて健康に過ごすためのさまざまな情報を提供するとともに、相談できる体制づくりが必要となっています。

町では、健康相談や健康教室等を開催し、健康増進に努めていますが、社会環境の変化や、ライフスタイルの多様化から、健康が妨げられている現状があります。

年代やライフスタイルに応じた健康意識を高める取組や、健康づくりに取り組む団体と行政が協力し合う体制づくりが必要となっています。

(2) 町民の声

- 最近の役所の組織の在り方も変わり、採用抑制や定員減によって目の前の仕事をこなすだけで手一杯の状態となり、ブラックになりつつあると思います。自分は、有給休暇を2年ほど全く取れていないので、地域や社会への参画というところを考える以前の問題として、健康で文化的な最低限度の生活が出来ているかすら疑わしいです。まずは役所が見本を示してはどうでしょうか。職員が自由な時間を作れるように業務改善してから”参画”を語ってはどうか。
- 親の介護、孫の世話、実家の親の介護、一度にいろいろな役割が出てきました。男女共に家族みんなでそれぞれできることを協力し合っていない、と思います。デイサービス、ステイ、介護施設、病院など、ケアマネさんと相談しながら、お世話になっています。それらのパイプが太いほど、ありがたいなと感じます。
- 自分は年金生活者で家庭でも、地域でもできることしかないので、特に不自由は感じていないが、子供（20～35歳まで）の家庭で考えると、共働きでにくい状況があり、行政の施策として、子育てに関するサービスが有料でもいいので、もっと充実した方がよいと思う。自分は身障者がいるため、子供の手伝いができず、常に気になっている。
- 女性の職場への参加の問題は、働く場の提供（能力に応じた所得の確保、公平な能力査定確立など、働く意欲の出る環境を作ることが条件）子育てにおける公的機関の援助など支援体制の整備も安心して子育てしながら働けることに繋がる。これらなくしては、働きたくても働けない、悪循環

を作ることになる。高齢化社会と言われ、若い人の働きが重要であり、特に女性の割合を高めることは、至急の対策と考えます。真剣に。

○女性が家事をしながら仕事をするには、まだまだ環境が整っていないように感じます。0～2歳の保育料の無料化（所得制限なしの）や育休や産休が取りやすい職場環境作り、そして、やはり長時間重労働などの問題を解決しないかぎり、女性が働きやすい環境にはならないと思います。

○今の社会で男女平等といえれば女性は個性の強いやや出しゃばりの方のイメージがあります。この原因としては、職場や地域社会での慣習に男性社会というイメージがあり、それに打ち勝つにはそのような強い女性でないとついていけない気がします。各テーマによって、どんな女性も意見が言える社会が望ましい。大きな問題から小さな問題まで、男女平等になって多くの女性（老若問わず）参加できるようになってほしい。

○職場でこそ真の男女共同参画であって欲しい。家では、結構手伝うのに、職場ではしない人がいるのではないのか。

(3) 施策の展開

基本施策1 男女の自立を育み、安心して暮らせる環境づくり

男女が生涯を通じて、育児・介護等をともに分担できるよう、社会全体の取組として支援していくため、子育て環境の充実や健康づくり教室等の普及を図るとともに、介護を必要とする高齢者が安心してサービスを利用できるよう相談支援体制の充実に努めます。

また、障害に対する理解を深めるための啓発・広報活動に努め、障害の有無にかかわらず、誰もが社会参加できるまちづくりを目指します。

取組項目	取組内容及び目標値等	部署
労働関係法令等の広報・啓発・周知【再掲】	広報誌・ホームページ等への掲載等による啓発活動	総務課 産業経済課
児童虐待防止への取組を推進	要保護児童対策地域協議会会議の開催（年5回以上）、支援会の開催（随時）、広報誌への情報掲載による啓発活動	教育委員会事務局
地域ボランティアによるミニデイサービス等を通じて男女ともにいきいきと生活できる地域づくりを推進【再掲】	地域ボランティアによるミニデイサービス、体操等グループ活動への普及支援・充実	ほけん福祉課
乳幼児期の子育てに関する相談体制を充実し、家庭で楽しむ子育て環境の整備	広報誌・ホームページ等への掲載による情報提供、育児相談や発育・発達に応じた教室の実施	ほけん福祉課
ファミリー・サポート・センター事業を充実し、地域での子育て支援環境を整備	保育サービス講習会や交流会を年1回以上実施	ほけん福祉課
地域子育て支援拠点事業（いの町地域支援センター「ぐりぐらひろば」）	未就学児の利用者率 平成30年度：33% 平成35年度：平成30年より増加	教育委員会事務局
一時預かり事業	0歳児（施設で定めた月齢）以上の受け入れ施設 平成31年度：1か所 平成35年度：2か所	教育委員会事務局

保育サービスの充実	現状の取組について検討・見直し一年1回以上	教育委員会事務局
地域における子育てサービスに関する情報提供	広報誌・ホームページ等への掲載による情報提供	教育委員会事務局 ほけん福祉課
学童保育の施設運営の充実	現状の取組について検討・見直し一年1回以上	教育委員会事務局
子育て支援ボランティアに対する研修会への参加を推進	研修会への参加推進	ほけん福祉課
地域自立支援協議会での相談支援体制の確保	関係機関と連携し、取組状況の共有・相談支援体制を確保	ほけん福祉課
就労移行支援の実施	就労を希望する障害者に対し、就労にあたっての知識・能力の向上や就労等の支援	ほけん福祉課
就労継続支援の実施	企業等に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会の提供、知識・能力の向上のための訓練等の支援	ほけん福祉課
介護相談支援の充実	地域包括支援センターの相談体制の充実	ほけん福祉課
介護家族への支援の充実	ケアマネジャー等関係機関との連携を深め、個別に応じた支援を充実	ほけん福祉課
ひとり親家庭への支援の充実	広報誌・ホームページ等への掲載による情報提供	ほけん福祉課 町民課

基本施策2 健康の増進

生涯を通じて、健康であることを支援するため、それぞれのライフステージに応じた健康教育及び健康相談等の充実を図ります。

また、さまざまな機会をとらえ、健康教室等の実施に努めるとともに、スポーツ等を通じて健康づくりを推進します。

取組項目	取組内容及び目標値等	部署
健康教室等の実施に関する情報提供	広報誌等への掲載による情報提供	ほけん福祉課
生涯を通じた健康教育及び健康相談の充実	乳幼児から高齢者までの健康相談等の充実	ほけん福祉課
健(検)診体制の充実	乳幼児に対する健診及び各種検診(がん検診)の実施	ほけん福祉課
生涯学習講座で健康づくり教室を実施	健康講座の実施	教育委員会事務局
生涯スポーツの充実	社会体育事業の充実(健康塾成人20回、子ども20回)	教育委員会事務局

基本目標4 あらゆる暴力の根絶

(1) 現況と課題

男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築くことは、男女共同参画社会の基本となるものです。しかし、現実には、配偶者等からの暴力をはじめとする男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」という。）、高齢者や児童も含め家庭内の表面化しない程度の暴力等は後を絶たず、むしろ増加する傾向にあります。なお、この暴力は、殴る、蹴るなどの身体的な暴力のみならず、性的暴力や精神的暴力、経済的暴力、パワーハラスメントなども含みます。

これらの暴力行為は被害の実態が表面化しにくく、被害を潜在化させてしまう恐れがあります。また、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為など、メディアで報道されているように、暴力が多様化、複雑化、低年齢化するなど深刻な状況も発生しています。

暴力は、個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、この問題の解消は男女共同参画社会の実現に向けて、大きな課題となっています。

暴力行為は被害者を傷つけるだけでなく、そうした行為を見て育つ子どもにも重大な影響を及ぼすおそれがあることから、あらゆる暴力を根絶し、暴力を許さない社会の実現のため、人権尊重の意識啓発活動を行い、被害の早期発見、早期相談のための取組強化、また関係機関との協力のもと、被害者の安全確保と支援体制の整備が必要です。

(2) 施策の展開

基本施策1 あらゆる暴力の未然防止

安心して暮らせる社会づくりのため、様々な暴力や差別、偏見などに問題意識を持ち、正しく理解されるように広報・啓発活動に努めます。

取組項目	取組内容及び目標値等	部署
あらゆる暴力を許さない意識啓発の推進	広報誌等への掲載による情報提供	全部署
講演会等による啓発活動	年1回以上の開催	総合政策課 ほけん福祉課 教育委員会事務局
全職員に対してDV・虐待防止をはじめとする人権教育研修の実施	年1回以上の開催	総務課
児童虐待防止への取組を推進	DVによる子供への心理的虐待防止に関する活動（面談等）	教育委員会事務局

基本施策2 早期相談・発見及び相談体制の充実

DVをはじめとするこれらの暴力に関する相談については、県や警察など関係機関との連携を強化するとともに、深刻化する前に被害者が自ら相談できるよう、様々な媒体や機会を活用し、相談窓口の周知を図ります。

取 組 項 目	取組内容及び目標値等	部 署
D Vや虐待の相談窓口に関する情報提供	広報誌等への掲載による情報提供	全部署
庁内での相談窓口の周知徹底を図り、相談者と相談窓口・関係機関への迅速な橋渡しを実施	庁内組織による連絡網の構築	関係各部署
配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所、児童相談所、医療機関、民生委員・児童委員協議会等との連携	関係機関等との連携強化と対策の協議	関係各部署
関係部署とのケース検討会の開催	善後策の検討	関係各部署
保育・教育関係職員を対象とした研修会開催及び啓発実施	研修会年1回以上	教育委員会事務局

基本施策3 被害者の安全確保

関係機関との連携強化を図り、被害者支援体制の構築を図ります。

取 組 項 目	取組内容及び目標値等	部 署
庁内の情報管理整備を徹底し、被害者の個人情報保護と安全確保	住基台帳閲覧や各種手続き時の配慮	関係各部署
一時保護所までの支援	県等、関係機関との連携強化	関係各部署
配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所、児童相談所、医療機関、民生委員・児童委員協議会等との連携【再掲】	関係機関等との連携強化と対策の協議	関係各部署

基本施策4 被害者支援体制の整備(自立への支援)

貧困など困難な状況におかれた人々が、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう取り組みを進めます。

取 組 項 目	取組内容及び目標値等	部 署
関係部署とのケース検討会を開催【再掲】	善後策の検討	関係各部署
必要に応じて外部関係機関と連携	善後策の協議	関係各部署
配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所、児童相談所、医療機関、民生委員・児童委員協議会等との連携【再掲】	関係機関等との連携強化と対策の協議	関係各部署
生活保護制度や福祉資金、各種手当、医療費助成、保育園・幼稚園入園等の支援情報を提供	善後策の検討	関係各部署
D V及び虐待被害者の町営住宅優先入居に向けた取組を推進、またその際の入居情報保護の徹底	善後策の検討	管財契約課
子どもの環境に応じたケアの実施	学校及び専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の連携による支援	教育委員会事務局

第3部 プランの推進に向けて

1 庁内推進体制の充実

プランは、男女共同参画に関する事業が多岐にわたっていることから、各関係部署との連携を強化し、相互の連絡調整を図りながら、計画的に推進していく必要があります。

町では、庁内のいの町男女共同参画事業推進ワーキングチームで、計画の進捗状況及び取組内容の確認等を実施し、男女共同参画事業を総合的に推進します。

2 町民・団体等との連携・協力

計画の推進にあたっては、いの町男女共同参画推進委員会や地域において町民が主体となり、自主的な活動をしているグループ等と連携し、町の実施する事業への協力を得ながら、さまざまな取組を効果的に推進します。

3 計画の進行管理の充実

この計画を実効性のあるものとするため、PDCAサイクルを適用することとし、具体的施策として掲げた個々の施策の進捗状況をいの町男女共同参画事業推進ワーキングチームやいの町男女共同参画推進委員会に報告し、点検・評価することにより進行管理を行います。

第4次 いの町男女共同参画プラン

年 度 : 平成30年度（平成31年3月）

編集・発行 : いの町男女共同参画推進委員会

いの町総合政策課

〒781-2192

高知県吾川郡いの町1700-1

電話番号 088-893-1112
